

# 相続課税とその経済効果

一 橋 信 之\*

## Inheritance Taxation and Its Economic Effects

Nobuyuki Hitotsubashi

### Abstract

Wealth transfer is taxable through two kinds of taxation, income taxation and wealth taxation. At the same time, wealth transfer is associated with four types of bequest motives, i.e., Life Cycle Bequest Motive, Strategic Bequest Motive, Joy of Giving Bequest Motive and Altruistic Bequest Motive. I investigate consistent taxation formulae for each of the four bequest motives, and examine the economic effects of these types of different motives. In effect, Life Cycle Bequest Motive and Joy of Giving Bequest Motive have formulae consistent with economic efficiency, while with the other two motives, formulae are not consistent with economic efficiency, which means we should modify these formulae in terms of economic efficiency. And consequently, the current inheritance tax system in Japan might be designed and modified as a quite efficient system. Also I point out that which type of bequest motives dominate in society is the key factor in evaluating the tax system.

### はじめに

国税庁が発表している相続税の申告統計によれば、平成20年分で申告者数は139,695人である。わが国の相続税は相続人単位（正確には取得者単位）で申告することから、これは相続人の数を示している<sup>1)</sup>。これに対する被相続人（死亡者）の数は48,016人であるから、およそ被相続人一人当たりの相続人の数は3人である。債務控除後（基礎控除前）の遺産額である申告課税価格が10,748,248百万円であるから、相続人一人当たりの平均遺産取得額は約77百万円、被相続人一人当たりの遺産額は2億24百万円であり、これは平均的な家計にとって極めて大きな金額であり、申告者は特別に恵まれた家計に限られるであろう。事実、平成20年に死亡した

人数は1,142,407人であり<sup>2)</sup>、単純計算をすれば、この年に死亡した人のうち相続税申告を行った被相続人はわずか4.2%、約24人に一人の割合に過ぎない。

これを見ると、相続税は、他の所得税や消費税に比べて多くの人にとって縁遠い税のように思われる。実際、一生のうちに相続税の申告書を税務署に提出しなければならない人は僅かであろうし、税収も納税者数も他の税に比べてはるかに小さい。しかし、これをもって相続税が重要でないとはいえない。日本のみならず多くの国で相続課税される納税者の割合は数パーセントにとどまるが、裏を返せばほとんどの被相続人あるいは相続人が相続税非課税という形でこの課税制度に関わっているのである。

ここで、相続税が重要であると思われる二つの理由について触れておきたい。一つは、相続税を所得税制の一つと考えて、他の勤労所得税

\* 広島経済大学経済学部非常勤講師

や譲渡所得税と密接に関連することで基幹税としての所得税制を構成する点である。たとえば、わが国の現行相続税法は所得税の一種であるとの見方もありうる。もう一つは、相続税がマクロの貯蓄に与える影響を通じて経済成長や金融市場に多大な影響をもつ点である。Kotlikoff and Summers (1981)によれば、アメリカの家計資産のうち実に81%が相続や遺贈を通じた世代間移転によるものであると報告されている<sup>3)</sup>。日本においてもアメリカほどではないが、いくつかの実証研究で家計資産の4割程度が世代を通じた移転資産であると報告されている<sup>4)</sup>。このように、家計の資産の多くが相続や遺贈による世代間移転であることを考えると、この資産移転に及ぼす相続税の影響は看過できない重要性をもっている。

従来の相続課税に関する研究では、租税法の観点から実定法としての相続税法を研究する税法研究と、一方で、資産格差や資本蓄積に与える影響を経済的に分析する経済研究とがそれぞれ独立して行われているが、税法解釈の精緻な分析結果を経済分析に取り入れることは有用であり、また税法解釈もその背後にある経済動機を考慮しなければ空虚なものとなろう。そこで、本稿では、税法的な考え方と経済的な見方を結び付ける第一次接近方法として、税法の立場から相続について複数の課税方式を考え、これと経済分析における遺産動機とを組み合わせることにより、相続課税の経済効果を最適な資本蓄積という意味での効率性の面から考察する。

## 1. 相続による資産移転課税

一般に相続とは、ある者の死亡によってその者の財産に対する所有権が他者に移転することをいうが、これは法律的には3つの類型に区分される。第一は遺贈である。これは民法の定める遺言の規定により財産が移転するものである。民法第964条には「遺言者は、包括又は特定の名

義で、その財産の全部又は一部を処分することができる」とあり、この規定に基づく処分を遺贈と称し、遺贈は遺言による財産の無償譲与であるとされる<sup>5)</sup>。すなわち、譲与という文言から推察されるように、遺言による遺贈は、財産を与える側の死亡者の意思が明確に存在する。また、財産を譲与する相手も遺言者が自由に決めることができる。そこには遺言書を通じて自己の財産を自己が指定する特定の者に譲与しようとする、財産の処分に対する明確な意思が観察される。遺言者のこうした意思の存在に関しては、遺贈は売買等の通常の譲渡と本質的には同じであり、対価が有償でなく無償であるというに過ぎない。ただ、譲渡は売買契約に代表されるように当事者双方の合意が必要であるが、遺贈は受け取る側である受遺者の合意（意思）は必要がなく、あくまで遺言者の単独行為である。

死による財産移転の第二の類型は相続である。民法第896条によれば、「相続人は…被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」とあり、死亡により相続人の地位に基づいて財産が法的に移転することを意味する。条文の文言のとおり、これは譲与ではなく承継であり、遺贈と比べて被相続人の意思に差異が感じられる。すなわち、相続は無遺言の場合の財産承継手続きを定めるものであり、そこには被相続人の明確な意思は存在しない。こうした規定を実定法として定めておかなければ、死者の財産が無主物となり国庫に帰属してしまうおそれが生じ、それは必ずしも社会の安定につながらないと考えられるのである。したがって、法律が承継する者を法定相続人として特定し、また、それらの者の財産取得割合も法定相続分として法が指定している。遺贈は遺言者である遺贈者の意思に基づき財産が移転するが、相続は法の定めに基づき相続人の意思によって財産が移転する。

第三の類型は、死因贈与と呼ばれるものであ

る。これは被相続人が、自分が死んだ場合は財産をある者に譲与すると生前に契約するものであり、停止条件付贈与という贈与契約の一種である。贈与契約であるから、民法549条にあるとおり、贈与者の被相続人と贈与される側の受贈者の間で合意が必要となる。したがって、それは多くの場合書面で契約される。その点では最初に述べた遺言書という書面による遺贈と類似するが、死因贈与は契約であって、財産は贈与者と受贈者の双方の意思で移転する。

財産の移転に関し、それぞれ法律の根拠を異にする3つの類型についてわが国の法制度を概観したが、死亡を契機とした財産移転に係るこのような類型は多くの国においても認められる。たとえばアメリカでは、遺産税の基本規定である内国歳入法典（Internal Revenue Code）第102条に bequest, devise, inheritance と列記されており、それぞれ遺言による財産移転（動産移転）、遺言による不動産移転、無遺言による財産承継を意味するものである。これらを遺贈当事者の意思からみれば、遺贈と死因贈与は被相続人の意思による移転であり、対価のない無償取引ではあるが通常の譲渡行為に類似している。一方、相続はこれらとは異なり、被相続人の意思は明示的には認められず、それに代わって国の法制度による強制的な移転あるいは相続人サイドの意思による取得とみることができ、それらには実質的な差異が認められる。

これに対し、わが国の相続税法やアメリカの内国歳入法典では、これらはいずれも資産の移転行為として同等に扱い、課税上これらを区別していない。財産の移転という同じ行為に対して租税法上同一の課税を行うことは公平課税や租税回避抑止の観点から当然であるとしても、その動機ないし経済的意思が異なる場合は、その経済効果は異なったものとなる。すなわち、課税の経済効果の上では、取引の法的側面だけでなく、経済的な取引動機を考慮することも必

要である。そこで、まず本章では、相続・遺贈による資産の移転に対して一般にどのような課税方式が考えられるかということを経法上の立場から整理する。経済的動機に関しては後の章で考察する。一般に、取引や行為に対する課税の根拠として課税物件をどのように捉えるかにより、(1) 所得課税 (2) 資産課税 (3) 消費課税の3つが掲げられる。資産の移転には、資産の移転元である移転者（被相続人、遺贈者）と資産の移転先である取得者（相続人、受遺者）の二人の当事者が存在するので、これら3つの課税方式について当事者ごとにどのような課税が考えられるかをみてみよう。

## 1.1 移転者への課税

### 1.1.1 所得課税

これは死亡により財産の移転が行われた場合、移転によって生じる所得を課税物件と考えるものである。所得概念には制限的所得概念、包括的所得概念、消費的所得概念などがあるが、移転により所得が生じたと考えるのはこのうち包括所得概念による場合に対応している。すなわち、移転を譲渡と認識して移転により譲渡益が実現したものとみなし、この譲渡益を譲渡所得として所得課税を行うと考えるものである。この場合、譲渡益とは何かということと移転した資産の評価をどのように行うかということが問題となる。まず譲渡益であるが、譲渡所得課税の根拠として一般に掲げられるものに、譲渡益所得説と増加益清算説がある。譲渡益所得説は、譲渡によって得られた現実の譲渡収入から譲渡した資産の取得価額を控除して所得が算定される。その所得は譲渡収入の大きさに依存し、したがって、たとえば無償の譲渡のような場合は譲渡収入がないため譲渡所得は生じないとされるので、この説に立てば、けっきょく死亡による財産移転では譲渡所得課税はないこととなる。一方、増加益清算説は、移転自体によって所得

が生じるのではなく、移転を機会として、その資産の取得時から移転時までの期間に生じた増加益、すなわち、キャピタル・ゲインが実現したのものとしてそのキャピタル・ゲイン（資産増加益）を課税所得として課税するものである。わが国において通説、判例は増加益清算説を支持している。これに従うならば、相続や遺贈という無償による財産の移転があった場合、たとえ対価のない無償の移転であっても、移転された資産に生じている資産増加益に対して譲渡所得課税を行うことが正当化される。

ところで、資産の増加益について若干付記しておかなければならない。通常、資産の増加益といえ、その資産の取得価額と移転時点での時価の差額と考えられる。しかし、取得価額は、取得時点でまさしくその時の時価で取得していれば問題はないが、時価と異なる価額で取得している場合は留意が必要である。いま、 $t_0$ 時点で資産を取得したとしてその時の時価を $A_0^*$ とし、実際はそれよりも $a$ だけ小さい $A_0 (=A_0^* - a)$ で取得したとする。この資産が移転時（死亡時）の $t_1$ 時点ではその時価が $A_1^*$ であったとしよう。この場合、この資産の増加益を計算すれば通常は $A_1^* - A_0 = (A_1^* - A_0^*) + a$ となるであろう。しかし、厳密には、資産の増加益とは「資産保有者がコントロールできない外的要因によるもの」<sup>6)</sup>、すなわち市場要因によるものと考えられ、この例の場合は $A_1^* - A_0^*$ の部分が増加益に該当することになる。一方、 $a$ は市場の要因ではなく取引当事者の個別要因である。したがって、 $A_1^* - A_0^*$ の部分を譲渡所得として、 $a$ の部分はそれとは別の、たとえば贈与税として課税するというのが正確であろうが、 $a$ の発生時期と課税時期の問題やその額の把握の難しさなどから、便宜上全体の $(A_1^* - A_0^*) + a$ を資産増加益として譲渡所得課税していると考えることができよう。

つぎに、資産の評価方法については二通り考

えられる。一つは、資産をそれぞれの課税期間の期末の時価で評価する方法である。この場合は資産の値上がり益は実現していなくても未実現の値上がり益を各期の所得に計上することになる。もう一つは、資産は期末時価ではなく取得価額で評価し、値上がり益は実際に譲渡が行われた時に実現したのものとして譲渡時に取得時以降の値上がり益を一括して所得に計上する方法である。厳密な包括所得説では、未実現利益も所得を構成するものとして各期の含み益を各期の所得に計上する前者の方法をとることになるだろうが、未実現利益に対して所得を認識して課税ベースに算入することは実務的にも困難を伴うことから、実現時にかぎって値上がり益を計上する後者の方法がとられるのが一般的と思われるので本稿もこれに従う。

以上の設定の下で、移転者である被相続人甲に対する課税についてみると、計算期間の期首から死亡の時までの期間（これが被相続人の最後の課税期間となる）において甲にどれだけの所得が生じたかは、上記に示した方法でその期間の包括所得を計算すればよい。死亡はその時点で死者に属した一切の権利義務がその者から離脱することから、死亡によりその保有する資産はすべて他に移転すると考えられる。ここで課税方式を左右する重要な判断は、この相続に伴う移転を譲渡所得を構成する「譲渡」行為とみるか否かである。これを譲渡とみれば、その期の所得は、期間消費と死亡時に保有していた資産の取得時からの値上がり益の合計となり、値上がり益は、死亡時の時価（市場価額）により計算することとなる。これはいわゆる「みなし譲渡」課税であるが、ここでは、死亡による財産移転を譲渡とみなすことと、その時の譲渡対価を時価での対価とみなすという二つの「みなし」が行われている。

このケースの変形として、この被相続人に対するみなし譲渡課税を何らかの理由で特例的に

見合わせるという措置もありうる。これが想定されるのは、当事者間に課税を見合わせるに足る事情が存在する場合である。このような事情として、実際に対価が授受されないことによる納税資金獲得の問題やスムーズな事業承継による経済政策上の要請などが考えられるが、被相続人の納税義務は相続人が債務承継するのであり、相続人は実際に資産を取得していることから、生前贈与はともかく少なくとも相続に関しては納税資金の問題はないこと、また、事業承継による経済政策上の問題は、課税政策だけでなく相続税以外の制度的手段も考慮すべき総合的な問題であることから、いずれも租税法の本質的な問題とはいえない。考慮すべき事情に該当するものとして税法上本質的と思われるものは、死亡した者と財産を受け取った取得者との間に特別な人的リンクが存在するようなケースである。このようなものとして、移転対象の資産を共同事業者として事業に供用しているとか、その資産を居住用として同居使用している親子であるような場合が考えられる。特別な人的リンクがあるということは課税単位として一つのものとして扱うことであり、夫婦間や生計を一つにした親族間の課税単位の議論とつながるものである。すなわち、このような関係にある当事者間の移転は家族内譲渡として譲渡所得課税の対象としないと考えることができる。

### 1.1.2 資産課税

資産に課税する課税物件としては一般に、資産の保有、移転、取得（あるいは取引）の3つが掲げられるが、相続、遺贈はこのうち移転に対して課税されるものである。課税の根拠として、一つにはアメリカの遺産税のように、生前に成した財産は社会の恩恵の下に蓄積したものであるから死亡を機にその一部を社会に還元すべきであるというような社会還元説がある。また、私的な自由競争市場が果たすことのできない公平な分配の実現のため、相続による資産の

私的な引き継ぎに政府が関与し、その強制力に基づいて資産の分配を是正するとするもの、あるいは、個人の財産形成は政府の財産権の保護や相続継承を保証するといった政府サービスに負うところがあり、相続税はこの政府サービスに対する対価であるとする便益説などがある。これらはいずれも死亡という明確な課税時期に、その人の生涯でのあらゆる課税関係を一つの課税で清算するこのような考え方は、ある意味で非常に素直な課税方法である。たとえば、個人は生前に課税上さまざまな課税繰延べ措置や免税措置を受け、また、課税実務上課税されないままの資産増加益（キャピタル・ゲイン）もある。このようなものを死亡時にまとめて清算するものとして相続時に課税することには便宜性のみならず、相応の合理性が認められる。

また、これらとは異なる観点からより説得的な根拠として、保有するすべての資産を死亡を機に他者に移転することができること自体に担税力を認めるという考え方がある。大きな財産を他者に無償で移転させうることには担税力の根源である効用の存在を想定するのである。資産移転能力は社会的に他者に優越する地位を想起させる。資産をもたない者にはこのような他に優越する地位はない。こうした資産保有の優越性は、すでにそのもとなる所得の稼得の時点でその所得に課税されていることから、この優越性を所得の累計として捉えれば二重課税の問題が生じるが、これを所得とは異なるものとして、移転行為自体を課税物件とするものであり、その場合は取引税的な課税といえよう。巨額の取引をする者からは、その者の取引に対する優越性あるいは市場プレゼンスに対して、また巨額な取引がもたらす市場の不安定性の抑制の立場から、取引税は意義が見出されるが、相続においても、巨額の資産の移転は、資産分布の不公平性や資産格差の承継を抑制する観点からも、このような資産移転を課税物件とすることは許

容されるものと考えられる。死亡時に財産を移転させるという「特権」に対する一種の個別消費税あるいは特権税と理解する考え方もある<sup>7)</sup>。

資産課税については課税の繰延べという方式は考えにくいことから、被相続人に対する資産課税を非課税にするケースは理論上では想定しにくい。しかし、もし被相続人に資産課税を行い、相続人にも所得課税あるいは資産課税を行った場合は、厳密には二重課税と言えないまでも、被相続人に対する課税は最終的には相続人に帰着することを考えると<sup>8)</sup>、二重課税と同様の過重な課税となるため、現実的には被相続人に対する課税を見合わせるというケースも想定されよう。

### 1.1.3 消費課税

ここでいう消費課税は消費型（支出型）所得概念<sup>9)</sup>に基づく消費税、すなわち、付加価値税ではなく支出税タイプの消費税を想定している。これによれば、死者の遺産は、生前に稼得した所得から蓄積されたものであるが、生前の所得は本来は消費される（所得が処分される）ものであり、死亡の時に残された資産は死亡時が確実に分からないことにより、たまたま消費されずに残されたものと考えるのである。所得から消費しないで貯蓄した資産をけっきょく消費しないで他に移転させたのであるから課税できなかった消費税相当額として死亡時点で課税するというものである。したがって、もし死期が事前に判明していれば、生涯効用が最も高くなるように各期の消費額を調整し、終期には資産を消費し尽くすはずである。そのように消費されていけば、稼得された所得すべてに消費税が課されているはずであるが、たまたま消費されずに残された部分には、死亡を機にこれに消費課税を行うとするものがこの消費課税である。したがって、取得型所得税を採用している場合は、取得時に所得税が課され、同じその所得が消費された時点で再び課税されるため、二重課税の観点からこの遺産に対する消費税は考えにくい。

しかし、死者が遺す資産を、他者のために遺したものとせず、自らが消費しきれなかったものとする見方、すなわち、遺産を消費とみる視点は経済学的には重要と思われる。

## 1.2 取得者への課税

取得者としての相続人または受遺者は、包括所得概念の立場からみれば、その課税期間末では、相続した資産の相続時点での時価だけ純資産が増加しているから、その取得した資産の相続時の時価がそのまま所得となる。つぎに、この所得が現行の所得区分のうちいずれの所得とするのが妥当かについては直ちに明らかではない。相続・遺贈により取得した場合には、対価のない無償取得であることから、一般に原価あるいは費用というものが想定されないから一時所得と考えられるが、後に示すように、現行の一時所得とするのは妥当でないと思われる場合もある。

相続・遺贈による財産取得に対して、実際の税制上で採用されているものとしてより一般的な課税は、相続人に対して所得税とは異なる別の課税を行うことである。たとえばわが国の現行税法では、取得財産に対して所得税とは別の税目である相続税を課している。このような取得者に課税する相続税は多くの点で所得税とは異なった課税となっている。第一に、所得税はフローに対する課税であるからフロー量を積算する期間が必要である。この期間は課税期間と称され、一般にどの国でも暦年が採用されている。相続取得した暦年において他の所得とともに所得を算定し、翌年の確定申告時に申告納税することとなる。これに対し、相続税はストックに対する課税であり、したがって、課税期間という概念がない代わりに、課税時期が規定される。これは一般に被相続人が死亡した時とされる<sup>10)</sup>。相続人等が取得した財産の被相続人死亡時点での評価額が課税標準となるのである。

わが国の相続税法2条でも「…取得した財産…」と規定して財産自体に対して相続税を課すとあり、「…財産の取得による所得…」に対して課税するものではないのである。すなわち、相続税はわが国の税法上は所得税ではなく資産税（財産税）と規定している。

第二に、申告期限が異なる。資産税に対しては、どの国においても一般的に所得税の申告期限とは別の申告期限が設定されている。たとえばわが国の所得税の場合は、当該暦年の翌年3月15日が確定申告期限とされている<sup>11)</sup>。一方、資産課税の場合は課税時期から一定の期間を置いた期日が申告期限として指定される。わが国の場合は、取得者が相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に申告しなければならないこととなっている。

その他にも、課税方法や取得財産の評価時点、評価方法も異なる場合がある。所得税の場合は他の所得区分の所得との総合課税を原則としながら種々の平準化措置が講じられるが、相続税はそれ自体で別個の課税方法と税率にしたがう。遺産分割により取得した場合は、遺産分割時は死亡時よりも後の日付となるが、相続税では遺産分割の遡及効により死亡時に取得したものとして評価することになる。所得課税の場合も同様に取り扱うことができるか否かという問題がある。評価方法についても、相続税と所得税のいずれも取得時の時価とされるが、時価の捉え方に差がある。相続税の場合は、取得する財産全般に対して正味実現可能価額（売却処分可能価額）で評価することが妥当と考えられるが、所得税の場合は資産によっては再調達価額とされる場合もある<sup>12)</sup>。相続税では評価方法を個別に別途規定することは可能であるが、所得課税の場合は事業所得等他の所得区分の所得との関連や整合性も考慮しなければならない。

所得税と相続税ではこのような差異があるが、その発生源が相続・遺贈による財産の無償取得

である点では同じであることから、取得者課税型の相続税は所得税の一種であり、所得税の補完税であるといわれることがある。しかし、無償の財産取得に対して所得と認識しないという相続税の立場は、経済利得のうち、利子、配当、地代、利潤、給与等あくまでも反復的、継続的に生ずる利得のみを所得と観念し、一時的、偶発的、恩恵的利得を所得の範囲から除外する制限所得説に立脚した考え方である。その意味で、相続税は制限所得概念に基づく方式であり、包括所得説に立つ所得税方式とは理論的に異なる課税方式と言わざるを得ない。

なお、わが国の所得税法で所得税と相続税をつなぐ唯一の規定である所得税法9条十六号について付記しておく。これによれば、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものについては所得税を課さない規定している。このように課税を免じる規定をわざわざ置いたということは、相続や遺贈により財産を取得した場合は所得が生じることを暗に意味していると解されなくもないが、前述のとおり、取得財産に対する相続税の本質はストック課税であり、両者は同根ではあるが異質のものであるとする立場からは、相続税方式を採用している国は、相続・遺贈から所得は発生しないものと考えていると解さざるを得ず、その意味では、この所得税法9条の規定は、当然のことをあえて確認的に述べた確認的規定と考えられる。

最後に、取得者に対して消費型（支出型）所得概念による消費課税は考えることができない。支出行為あるいは財産の減少、価値の減失等がないので相続・遺贈により財産を取得した時点ではこのような課税は考えにくい。

### 1.3 取得価額の問題

財産の移転者および取得者に対する課税の他に、相続により取得した取得者がその後その財産を他に譲渡した場合、譲渡所得の計算にお

いて控除される取得価額をどう考えるかという問題がある。まず、みなし譲渡が行われた場合には、時価で譲渡したものとして被相続人の所得が計算されることから、相続時までの値上がり益はすでに清算されているので、移転を受けた取得者のその資産の取得価額は移転を受けた時の時価とするのが整合的であろう。これに対し、被相続人に譲渡所得課税が見合わされた場合の取得者における取得資産の取得価額は、相続までの値上がり益にまだ課税がなされていないことから、取得者は移転者の取得価額を引き継ぐこととなり、相続までの資産の値上がり益は相続人等の取得者が他に転売するまで課税が繰り延べられることとなる。その場合は、転売した相続人に被相続人の保有期間の値上がり益も併せて課税されることになる。

一方、被相続人に資産課税方式が適用された場合の相続人等の取得価額については、一つの考え方として、被相続人に対する資産課税が、生前の被相続人に対する課税漏れや課税繰延べ、免税措置等による課税機会の逸失を死亡を機に清算するものと解すれば、そこには遺産としての課税財産に内在する値上がり益にも含めて課税されたものと考え、みなし譲渡課税の場合と同様に、それを承継取得した相続人等の取得価額は相続時の時価とすると考えることができる。しかし、資産課税の根拠は多分に概念的なもので具体性には欠けるところがあり、値上がり益に対して明らかに課税が行われ清算されたとみるのは難しいことから、第二の考え方として、被相続人と相続人の親密な人的つながりも考慮し、相続人は被相続人の取得価額を引き継ぐとするのが妥当であろう。

## 2. 遺産税と遺産取得税

前章で、死亡に伴う資産移転の課税方式を検討したが、これらをまとめれば次のような類型が整理できる。

番号	被相続人に対する課税	相続人に対する課税	取得価額
①	みなし譲渡課税	所得課税	相続時の時価
②		資産課税	
③	みなし譲渡課税繰延べ	所得課税	被相続人の取得価額を引き継ぐ
④		資産課税	
⑤	資産課税	所得課税	
⑥		資産課税	
⑦	資産課税非課税	所得課税	
⑧		資産課税	

この表の区分を確認しておくと、まず、相続・遺贈を税法上の譲渡行為とみる場合が①～④に該当し、譲渡とみない場合が⑤～⑧である。つぎに、相続人の財産取得に対して包括的所得概念が強ければ所得課税、制限的所得概念に近ければ資産課税となる<sup>13)</sup>。最後に、相続人の取得価額については、被相続人にみなし譲渡課税が行われた場合は相続時の時価で、みなし譲渡課税以外の場合は被相続人を引き継ぐことになる。税法がどのように構成されているかをこのパターンで確認することとする。

### 2.1 遺産取得課税方式

わが国の現行税法によれば、相続税法第1条および第2条により、相続又は遺贈により財産を取得した個人を納税義務者として取得した財産に対して相続税が課税されることから、まず取得者側の相続人に資産課税が課される。被相続人に対しては、所得税法59条で、

- (1) 法人に対する贈与
- (2) 限定承認に係る相続
- (3) 法人に対する遺贈
- (4) 個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係る遺贈
- (5) 法人に対する著しく低い価額の対価による譲渡

の場合に限定して資産の移転者に対してみなし譲渡課税を行うこととしている。これによれば、



限定承認以外の通常の相続や遺贈ではみなし譲渡課税は行われない。一方で、通常の譲渡課税については、所得税法33条で、資産の譲渡による所得を譲渡所得と規定しており、もし仮に相続・遺贈をここでいう譲渡に当たるとした場合、通常の譲渡課税が行われることになるが、その場合の所得の計算は同条3項で、総収入金額からその資産の取得費および譲渡費用を控除したものとされ、この総収入金額は通則である所得税法36条で収入すべき金額と規定されている。ここの収入すべき金額とは譲渡した者が譲渡者に対して法的権利として請求できる金額と解釈され、相続や遺贈といった無償の資産移転ではこれに当たる金額はゼロであるから、このような資産移転で譲渡所得が課されることはないということになる。

限定承認にかぎっては別である。限定承認とは、被相続人に資産だけでなく負債もありいずれが大きいかわかりにくい場合に、相続人が資産を超えて負債を背負うことがないように相続財産限りで清算し、資産が残れば相続することを可能にする民法上の制度である。共同相続人がいる場合は相続人全員で限定承認する旨の申述をしなければならない。この限定承認の場合は、したがって、実際に相続財産を競売手続きにより換価処分して清算が行われるので譲渡と何ら変わりがなく、みなし譲渡課税が行われることになっている。これは相続人が処分するのだから相続人に譲渡課税が行われるのではないかと思われるかもしれないが、被相続人を納税義務者として行われるものであり、その譲渡所得の税額は相続人の債務として相続財産から控除されるものである。

このような被相続人には課税せず相続人に対して取得者課税を行う方式は遺産取得課税方式といわれ、わが国だけでなく多くの国で採用されており、一般に相続税 (inheritance tax) と呼んでいる。このようなわが国の課税方式は、先

の課税方式のパターンでは④か⑧のいずれかとなる。この違いは、被相続人に対する課税の考え方にある。税法の規定からは、相続・遺贈が譲渡所得課税の対象となる所得税法33条の「譲渡」に該当するか否かは明らかではない。譲渡に該当してもけっきょく譲渡対価がないから譲渡課税はされないし、譲渡に該当しなければそもそも譲渡課税自体がない。しかし、課税はないとしても、譲渡に当たるか否かは、④なのか⑧なのか、あるいは取得価額をどう取り扱うかに影響する重要な判定となる。税法の条文上「譲渡」という概念については、土地に関する一定の権利の設定等を含むと規定する程度でとくに明確な定義を与えていない。すなわち、譲渡の概念については借用概念として他の法令や慣習先例によるしかないが<sup>14)</sup>、これに対しては代表的な判例がある。最高裁昭和50年5月27日判決の通称「名古屋医師財産分与事件」であり<sup>15)</sup>、これによれば、「所得税法33条1項にいう『資産の譲渡』とは、有償無償を問わず資産を移転させるいっさいの行為をいうものと解すべきである」とし、榎本家事件<sup>16)</sup>等の譲渡所得に係る他の判例でも同様の趣旨の判示がされている。これに従うならば、移転一切の行為であるから相続・遺贈もこれに含まれ、所得税法上の譲渡行為に該当することとなる。したがって、この場合は譲渡課税が見合されたことから、その資産の取得価額が引継がれるということになる。この点は所得税法60条で、限定承認以外の相続・遺贈により取得した資産の取得価額は被相続人のものを引継ぐものと規定している。こうしてわが国の場合は、④の課税方式を採用しているものと考えられるのである。

つぎに、被相続人に対するみなし譲渡課税を繰延べる根拠についてであるが、相続人は、一般に、被相続人に対して強い経済的依存性をもつものと考えられ、これにより形成される移転者と取得者の特殊な人的つながりにより繰延べ、

引継ぎが規定されたものと考えられる。譲渡所得課税の繰延べによる取得価額の引継ぎの例は税法に多く見られる。たとえば、譲渡所得における交換特例（所得税法58条）や買換え特例（租税特別措置法36条の2、同37条等）は、所有していた資産を譲渡しそれと異なる資産を取得したにもかかわらず、実質的には同一資産の保有（投資）を継続しているものとみなして、譲渡課税を見合わせ、課税繰延べを認めるものである。これと同様に、相続・遺贈で資産が他者に移転しても引き続きこれを所有しているものとみなして譲渡課税を繰延べている。しかしそこには違いもある。すなわち、所得課税は原則として個人単位で行うものであり、一般に課税繰延べは、交換特例や買換え特例のようにある一人の納税者の中でこれを適用するものであるのに対して、相続・贈与のように死亡により所有者が異なるにもかかわらず、この異なる個人間で取得価額を引き継ぎ、課税繰延べを認めるのは特殊なケースというべきである。これは、異なる個人であるが、経済的に同一主体とみなしてこれを認めるものと理解する他はない。異なる主体であっても課税上同一主体として課税関係を構築するこのような見方は、所得税法56条の生計を一とする場合の親族間の必要経費の規定等にその痕跡が見出される。

ところで、相続人に相続税という資産課税を行うことは、前に述べたように、制限所得概念に立っていることになるが、これとともに、被相続人に値上がり益に対する譲渡課税を行わないことは包括所得説に従わないこととして、それぞれ整合性が保たれている。しかし、矛盾があるとすれば、無償移転による実質損失の取扱を規定していないことであろう。譲渡所得は、譲渡収入から取得価額を控除して所得金額が計算されるが、相続・遺贈は譲渡収入がゼロであるから、取得価額と同額の譲渡損失が算出される。しかし、著しく低い価額の対価で譲渡した

場合の譲渡損失は、所得税法59条2項でなかったものとする規定されているが、相続・遺贈や贈与による譲渡損失をなかったものとする規定は見当たらないのである。したがって、明文の規定はないが、所得税法59条のみなし譲渡の規定の実質的意義を考慮して譲渡損失については合理的な解釈をすべきということになろう。

なお、わが国の現行の相続税は、純粋な遺産取得課税ではなく、遺産税をベースにした折衷型の遺産取得税方式であるといわれる。すなわち、相続財産を法定相続割合で分割したと仮定して相続税額（これを「相続税の総額」という）をまず算出し、その税額を各相続人が実際の取得財産の割合により按分して納税額を納付する方式である。これによれば、相続税の総額は相続財産の価額と相続人数により事前に確定し、純粋に相続人の取得額に応じた累進課税とはならない。ただ、折衷方式ではあるが、一般には遺産取得課税方式であると考えられている。それは財産評価の過程を見れば確認できる。すなわち、相続税法によれば、まず各相続人が取得した財産を各相続人単位に評価し、これを合算して課税価格の合計額を算出し、これを基に相続税の総額を算出することとなっている。したがって、被相続人が相続開始の直前に所有利用していた状態で資産を評価するのではなく、各相続人の取得単位に分割して課税価格を評価する。たとえば、遺贈者が生前に1,000 m<sup>2</sup>のある土地を一体として（たとえば農地として）利用していたとする。これを二人の相続人が500 m<sup>2</sup>の土地二つに分筆してそれぞれ相続したとしよう。遺産税方式であれば、納税義務者は遺贈者でありこの土地は相続人が取得する直前の状態で評価されるべきものであるから、全体を一つの土地としてその形状等の調整をして評価される<sup>17)</sup>。それに対し、遺産取得課税方式であれば、納税義務者は相続人であり取得者単位に評価される。したがって、土地は1,000 m<sup>2</sup>全体を一つ

に評価するのではなく、各取得した500 m<sup>2</sup>毎に評価する。形状等の調整が異なるので、1,000 m<sup>2</sup>を一画地で評価した金額と500 m<sup>2</sup>毎に分割して評価したものを合計した金額とは一般には異なるのである。

## 2.2 遺産課税方式

アメリカにおける連邦税制では、相続の発生に対して、遺言執行者 (executor) を納税義務者として被相続人の遺産全体に資産税としての遺産税 (estate tax) を課している。これは、現在では、贈与税 (inter vivo gift tax) および世代跳躍税 (generation skipping tax) と統合されて統一移転税制 (unified wealth transfer tax) とされ、譲渡所得課税とは区別されて、資産税に分類される。遺言執行者、すなわち、被相続人サイドに課税している課税標準はキャピタル・ゲインではなく遺産全体の評価額であるから、相続・遺贈は譲渡とは別の行為あるいは取引であると解釈されているものと思われる。

一方、相続人に対しては財産取得に課税されない。合衆国歳入法典 (IRC) 第102条 (a) では、“Gross income does not include the value of property acquired by gift, bequest, devise, or inheritance” と規定して、相続、遺贈、贈与などを原因とした資産取得を総所得から除外している。これは、アメリカにおいてはこのような無償による財産取得が所得と観念されないと考えられているというわけではなく、依然として所得概念には含まれるが、税法上課税標準から除外し非課税所得としているものと解すべきであろう。

取得した財産の取得価額 (basis) については、内国歳入法典 (IRC) 1014条 (a) において被相続人の死亡時の市場公正価額 (fair market value) とすると規定されている。すなわち、被相続人の実際の取得価額に関係なく死亡時の時価に自動的に引き上げられることから、これは

step up 方式と呼ばれている。このような取得価額の引き上げ方式をとると、相続人の所有期間のキャピタル・ゲインは課税できても被相続人の所有期間のキャピタル・ゲインには永久に課税できないこととなる。相続を何代も繰り返せばそのたびに取得価額がその時の時価に step up され、甚だしい課税侵食を招くことに批判は多い。なお、贈与の場合は相続・遺贈と異なり、同法典1015条 (a) で贈与者の取得価額を引継ぐと規定されている。

以上要約すれば、アメリカの連邦税においては、被相続人サイドに資産税としての遺産税が課され、相続人には所得を認識するが課税除外とし、相続人における取得資産の取得価額は時価 (市場公正価額) に step up される。このような課税方式は、相続人に課税する前節の遺産取得課税方式に対して、被相続人サイドに課税することから遺産課税方式と呼ばれる。これを前掲の課税方式にあてはめれば一致するものはないが、考え方としては⑤の方式と考えられるが、相続人に対する所得課税が非課税とされる点と取得価額が時価となる点が異なる。

取得価額を時価とする根拠は、資産税としての遺産税にキャピタル・ゲイン課税が含まれていると考えれば理解できる。相続人に対しては包括所得説から所得を認識したにもかかわらず課税除外とすることについては、すでに被相続人に遺産税が課されているから、二重課税あるいは過重な課税を避けるためであると説明されることが多いが、別な考え方として、相続承継が家族内取引であり、同一課税単位内で生じた取引であるとの見方もあるように思われる。アメリカでは2001年に減税法がサンセット方式で可決され、2010年には遺産税が時限的に廃止された。その後、遺産税廃止の恒久化法案は否決されたが、2011年以降遺産額が5百万ドルまで非課税とされるなど遺産税に対する減税は依然として継続している。遺産課税に対するアメリ

カのこうしたネガティブな姿勢には、単なる一時の経済政策の域を超えて、遺産継承を家族内取引として所得課税の対象から除外し、資本蓄積の効率性を維持する方が望ましいという考え方ができるように思われる<sup>18)</sup>。

### 3. 課税方式と遺産動機

第1章と第2章では相続・遺贈をどのような取引あるいは行為とみるかに注目して、原則的な課税方式と現行税法の取扱いを比較参照することにより、実際に選択されている課税方式を推測したわけであるが、こうした考察に欠けているものが、経済主体がそのような取引あるいは行為を行う経済動機の分析である。経済動機が重要な理由は、経済主体の動機の違いにより彼の選択行為が影響され、その結果もたらされる経済効果が影響を受けるからである。政策としての課税制度の選択は、当然に経済上の政策目的があり、課税でそれが達成されるか否かは主体の動機と整合的な課税方式が取られているかどうかによる。ところで、人々が自ら所有する財産を、自らの生涯でそのすべてを消費してしまわないで、一部を遺産として次世代に遺すことの経済的動機は、一般に「遺産動機」(bequest motive)と呼ばれ、過去に多くの先行研究がある。主要なものとしては(1)ライフサイクル動機(2)戦略的動機(3)「贈与の喜び」動機(4)利他的動機の4つが掲げられる。そこで、本章では、これらの遺産動機の内容を概観し、これまで取り上げた課税方式との整合性を考えてみたい。

#### 3.1 ライフサイクル動機 (Life Cycle Bequest Motive, 偶発的遺産, 意図しない移転)

これは、経済主体が将来の不確実な支出に備えて行った予備的貯蓄が、たまたま予定より早く死期が到来したために偶発的に残った遺産である。本人はライフサイクルを考慮して消費を

平準化し貯蓄を行う。したがって、貯蓄した本人にはそもそも遺産を次世代へ残そうという意思はない。偶然に資産が残り<sup>19)</sup>、民法に則ってそれが相続されたに過ぎない。この動機の場合は移転の意思が明確でないから遺言はない場合が一般的であろうし、財産移転は相続人等の遺産分割協議でなされることが多いと思われる。遺産分割により取得するということは、被相続人に明確な譲渡の意思はみられないが、取得する相続人の方には明確な受領の意思があるということである。以上のことから、この動機に整合的な課税方式は課税方式⑤または⑥と考えられる。この動機によれば、親と子のリンクは最も希薄で、第三者取引に近いものである。より望ましいとされる包括所得概念に立てば、相続人には所得税方式の遺産取得課税が適当であり、さらに、相続人にとっては相続は意図しない僥倖であることを考慮すると一時所得課税が妥当であると考えられる。ただ、現行の一時所得は平準化として課税標準を所得の金額の2分の1とする軽課が行われているが、制限所得説の立場をとるのでもないかぎり、軽課の必要性はないと思われる。

一方、経済効果をみると、このモデルでは親は利他的でないため、親の効用関数には子への遺産が変数として入っていない。したがって、遺産に対してどのような課税が行われようとも親の事前の経済行動、選択行動に影響を及ぼすことはない。遺産は親の貯蓄であり資本蓄積であるから、遺産課税は親の貯蓄に影響しないことになる。これに対して、遺産が大きいほど子の消費可能予算が増加するから、遺産は子の効用には影響する。相続税が増税されると、これに伴って取得できる税引き後の遺産額<sup>20)</sup>が減少する。これは子の予算線を下方にシフトさせるので子の生涯効用は必ず低下する。ただ、子の貯蓄も減少するとはかぎらない。標準的な2期消費モデルが教えるように、税引き後遺産の減

少以上に第1期の消費が減少すれば貯蓄は増加する。最後に、経済全体の貯蓄量は親と子の貯蓄の合計であり、これは親と子の効用関数や親の死亡時期などに影響される。重要なことは、ライフサイクル動機の場合は、相続税が増税されても経済全体の貯蓄が必ずしも減少するとはかぎらないことである。徴収した遺産税や遺産取得税が社会的資本に投資されることを仮定すれば、社会全体での資本蓄積は減少しない可能性がある。この点を考慮すると、経済効果の上でも、相続人に対する所得税を軽減する必要はないといえよう。

### 3.2 戦略的動機 (Strategic Bequest Motive, 取引動機)

これは、親が子に遺産を相続させるのは子にケア（訪問、介護等のケア）させることへの報酬であると考えられるものである。子からケアを得る対価として遺産を相続させるのであれば、これは通常の有償譲渡に近い。その場合は被相続人である親に譲渡所得課税が想定されるが、譲渡所得の計算上、遺産の譲渡に対して受ける譲渡収入は金銭以外で受領すればその受領した財・サービスの市場価額であるから、この場合の有償譲渡における譲渡収入は子が提供したケアの市場価額となる。こうした動機に合致する課税方式は、譲渡としての形式をもつ①または②であるが、有償の対価が概念上想定されることから①がより妥当であろう。税法的には子のケアの市場価額を算定するのは難しいことから、遺産の市場価額を譲渡収入とせざるを得ない。これはとりもなおさず、被相続人にみなし譲渡課税と同様の課税を行うことに等しいのである。

一方、取得者である子は、介護サービスという人的役務の提供により遺産を対価として取得したことになるから、取得者の所得は勤労所得か事業所得に類似したものと理解される。これは経済学的には、配偶者の家事サービス等と同

様のいわゆる帰属所得であり、したがって、給与所得や雑所得として課税計算を行うことになれば給与所得控除や必要経費の控除ということもありうるが、親と子が第三者的雇用関係ではなく特殊関係人同士の家族内契約であることを考慮すると、それらの控除は認められないかあるいは家事費と認定するのが妥当である。また、ケアには相当程度の期間が必要であろうから、相続人は突然の僥倖で財産を取得するというよりも、ある程度長期間の継続的な役務の提供の対価として取得するものと理解できるから、相続人に対する所得課税には平準化の措置が必要と思われる。

経済効率に関しては、この動機による介護サービスの親子間取引が一般市場取引と代替的であることから、一括定額税以外の課税は経済効率を損なうという課税の一般論からすれば、被相続人および相続人いずれに対してもなるべく課税は小さい方が望ましいということになる。しかし一方で、国枝（2002）は、介護などのケアにおいて一般の介護事業者によるサービスと子によるサービスとが代替的でないような場合、すなわち、業者サービスよりも子によるケアの方を親が好むような状況の下では、子による親へのケアは競争市場ではなく子による独占あるいは寡占市場となり、レントが発生する可能性を指摘し、効率の観点からはこのレントに課税を行うことが望ましく、とくに高額資産家における遺産については重課が望まれるとしている。

### 3.3 “贈与の喜び” 動機 (Joy of Giving Bequest Motive)

これは、親は子の便益を慮って遺産を遺すのではなく、遺産を遺すこと自体に喜びを感じ、親の効用を増加させると考えるものであり、富裕層特有の選好を表現したものとされる。この場合は、遺産は一種の「消費財」に他ならず、

遺贈行為は「消費行為」とみなし、遺産の額が親の効用関数の中に、他の財の消費量とともに、変数として直接入ることになる。遺産を財産ではなく消費とみるこのような考え方はわが国では一般的とはいえないが、アメリカにおいてはかなり支持されていると思われる。このような動機の下では、遺産を遺した被相続人に対しては、取得型の所得は観念できず、遺産を無償で移転したことによる支出は損失として認めることはできない。遺産額は、消費財としての遺産の消費に対する対価であると考えられる。当然、その対価の支出は負の所得あるいは必要経費とも見なせず、課税上損失としては認められない。

他方、支出型所得概念（消費型所得概念）によれば、遺した遺産の額は支出型所得税の対象となる。しかし、わが国の現行の取得型所得税と付加価値型の一般消費税のシステムの下では、被相続人に課税する根拠に乏しい。また、遺産は消費の対象であって、死亡を機に他に移転することを、財産として他者に移転すると捉えるのではなく、消費されることにより滅失すると考えることになる。したがって、この動機の場合は、被相続人に対して資産課税を行うことも考えにくく、被相続人への課税は根拠が乏しいと思われる。

また、子孫に財産を遺すこと自体が喜びであるから、誰にいくら遺すという相続分の指定や遺産分割方法の指定までの動機は明確とはいえず、前節の戦略的動機や後出の利他的動機に比して遺言の必要性は乏しく、譲渡しようという意思は顕在化していないものといえよう。したがって、この動機に最も整合的な課税方式は⑦または⑧であると考えられる。この動機も、ライフサイクル動機と同じく、被相続人と相続人の間に交渉がないので、遺産を取得した相続人に対しては偶発的遺産と同様に windfall profit として一時所得を課税するのが妥当であり、軽課

等の措置は不要であろう。

経済効果に関しては、遺産は親の消費財であるから、遺産に対する最適な課税は複数消費財における最適間接税の理論が適用可能である。すなわち、消費者の効用最大化の枠組みの下での各消費財への最適な課税は、まずラムゼーの逆弾力性命題により、需要の価格弾力性の相対的に低い財により高い税率を課するのが望ましいとされるから、遺産に対する需要の弾力性を計測しなければならない。親の遺産に対する喜びが強いほど需要の価格弾力性は低いであろうから、この動機が強い親の場合は、より高率の遺産税が効率上望ましいといえよう。これは直感に合致する。資本蓄積に対する効果については、最適課税論に資本蓄積経路が織り込まれていないため、このような課税が資本蓄積に及ぼす影響は明らかでないが、課税により均衡の遺産は減少するであろうから資本蓄積にはマイナスの効果をもつと考えられる。

ところで、この動機の場合はもっぱら親の選好にもとづき選択されるから、遺産の額が子の数や子の経済状態に依存しない。したがって、木立（2009）も指摘するように、少子化により一人当たりの遺産額は増加するものと考えられる。このことから、子が受け取る従来の一人当たり遺産額が適正な水準であったと仮定すれば、少子化により増えた遺産額を適正水準に戻すためには相続税の強化には合理性が認められよう。

### 3.4 利他的動機 (Altruistic Bequest Motive)

最後に利他的動機であるが、利他的とは親が子に対して慈愛心をもっていることをいい、親は資産を自らの効用のためだけに消費する（これを利己的という）のではなく、子の効用を考慮して遺産を遺す場合を利他的動機と称している。一般に、経済主体は自らの財・サービスの消費行為で得る満足を最大化しようと利己的に行動するとされるが、親が利他的な動機をもつ

場合は、親の効用関数の中に、親が行う財の消費量だけでなく、遺産を消費することによる子の効用関数自体が組み込まれることになる<sup>21)</sup>。したがって、利他的な親の場合、Joy of Giving 動機のように、ただ遺産を遺すことに親が効用を得るのではなく、子の経済状態や生活環境を考慮してその改善に役立つように、ある特定の子にある特定の額の財産を遺すことを意図する。すなわち、より貧しい状況にある子にはより多くの財産を残そうとするケースが多く、遺産は相続人間で均分（均等分割）にはならないとされる。

これは、法形式では遺言による資産承継（遺贈）が最も合致する。特定の子に特定の遺産を遺贈する積極的な意思は遺言によらなければ実現されないからである。遺贈は、遺言による贈与であり、対価は受領しないが、財産を特定の者に移転させる積極的意思のある行為であることを考えれば譲渡と同じであると考えられる。ただ、遺贈が通常の贈与と異なる点は、贈与契約のような当事者双方の合意はなく、もっぱら遺贈する側の一方的意思に基づいている点と、移転は意思の表示された時に直ちに生じるのではなく、自分の死を条件にしていることから停止条件付贈与の形態であることである。しかし、これらの相違はいずれも、死亡後に受遺者が同意して遺産を取得した時点で解消する。

これらを考慮すれば、利他的動機に整合的な課税方式は①または②であると考えられる。これは、包括所得概念に立った課税理論上最も合理的な課税方式である。被相続人には積極的な譲渡意思があるのでみなし譲渡課税が適用される。みなし譲渡課税は対象資産がすべての資産ではなく譲渡益を生ずる資産に限定されるので、一般に資産課税よりも軽課と考えられ、税法上これを繰延べる必然性はないが、相続人に対する課税の軽重に応じて、取得価額引継ぎによる課税繰延べも課税方式としては考えられよう。

一方、相続人に対しては移転者である親と取得者である子の間には形式的には交渉関係がない（すなわち遺産額の意味決定に関して子の関与がない）のが一般的であろうが、親の利他性を利用して子が行動をとることも十分ありうることから<sup>22)</sup>、子にとって全くの僥倖というには当たらず、したがって、その場合は一時所得とは別の、より軽課となる所得課税が望ましいといえよう<sup>23)</sup>。

つぎに、利他的動機モデルの経済効果について考えてみよう。経済理論の観点からはこの利他的モデルが最も重要であり、研究の蓄積も圧倒的に多く、簡単な二世世代重複モデルにより分析されることが多い。一般に、世代重複モデルにおいては、経済主体が利他的な場合は市場経済は最適な資源配分をもたらす、遺産税や相続税といった税の導入あるいは増税は資本蓄積を損ない経済を非効率にするということが分かっている。したがって、利他的動機の場合も戦略的動機と同様に、市場の経済効率を損なわない程度の課税にとどめなければならない。

課税方式による効果の差を詳しくみるために二期間モデルを考えてみよう。各経済主体は青年期と老年期の二世世代を生き、所得  $w_t$  は青年期にのみ稼得すると仮定する。青年期には前の世代が残してくれた遺産  $b_t$  と青年期に自ら稼得した所得  $w_t$  から青年期の消費  $c_{1t}$  を控除した  $s_t$  を貯蓄し、老年期にはこの貯蓄から老年期の消費  $c_{2t+1}$  を行い、残りを次世代に遺産  $b_{t+1}$  として残す。また、親の効用関数には親自身の消費のみならず子の効用関数  $U_{t+1}^*$  が組み込まれ、親はこれを最大化するように自らの消費量と次世代へ残す遺産の量を決定する。家計はすべて同質的と仮定する。 $n$ ,  $r$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$  をそれぞれ世代間人口成長率、市場利率、割引因子、子の効用の割引ウェイトとして以上を定式化すると最大化問題は以下ようになる。

$$\begin{aligned} \max \quad & U_t = u(c_{1t}) + \beta u(c_{2t+1}) + \gamma U_{t+1}^* \\ \text{s.t.} \quad & c_{1t} = w_t + b_t - s_t \\ & c_{2t+1} = (1+r_t)s_t - (1+n)b_{t+1} \end{aligned}$$

これに対して、アメリカの遺産税方式、日本の相続税方式（遺産取得税）、みなし譲渡課税と相続税を併課する②の方式の3つのケースをみてみよう。最後の方式は、相続人に日本的相続税方式の遺産取得課税が行われる利他的動機のケースを表している。課税方式に応じてそれぞれつぎのように予算制約式が変更される。

(a) 被相続人へ遺産税  $\tau_1$  が課せられるケース

$$\begin{aligned} \text{s.t.} \quad & c_{1t} = w_t + b_t - s_t \\ & c_{2t+1} = (1+r_t)s_t - \frac{(1+n)b_{t+1}}{1-\tau_1} \end{aligned}$$

(b) 相続人へ相続税  $\tau_2$  が課せられるケース

$$\begin{aligned} \text{s.t.} \quad & c_{1t} = w_t + (1-\tau_2)b_t - s_t \\ & c_{2t+1} = (1+r_t)s_t - (1+n)b_{t+1} \end{aligned}$$

(c) 被相続人へ税率  $\tau_3$  のみなし譲渡課税、相続人へ相続税  $\tau_2$  が課せられるケース

$$\begin{aligned} \text{s.t.} \quad & c_{1t} = w_t + (1-\tau_2)b_t - s_t \\ & c_{2t+1} = (1+r_t)s_t - (1+n)b_{t+1} - \tau_3(b_{t+1} - b_t) \end{aligned}$$

なお、実際には譲渡所得税、遺産税、相続税以外にも通常の給与所得課税や利子課税が行われるが、相続に係る課税効果をみるのが目的であるからこれらは捨象している。さて、これらのモデルからその均衡条件 (f.o.c.) を求めるとつぎのようになる。

$$\begin{aligned} \text{(a)} \quad & 1+r = \frac{1}{1-\tau_1} \frac{(1+n)}{\gamma} \\ \text{(b)} \quad & 1+r = \frac{1}{1-\tau_2} \frac{(1+n)}{\gamma} \\ \text{(c)} \quad & 1+r = \frac{1}{1-\tau_2} \frac{(1+n)}{\gamma} + A ; A = \frac{(1-\gamma)\tau_3}{\gamma(1-\tau_2)} > 0 \end{aligned}$$

この結果から、均衡においては  $\tau_1 = \tau_2$  であり、遺産税と相続税は資本蓄積に対する効果に差がないこととなる。遺産税と相続税は納税義務者が異なるが、けっきょく遺産税は相続人に帰着するのであり、納税義務者の違いは経済効果の上では問題にならないと解される。みなし譲渡課税と相続課税が同時に行われる (c) のケースは、当然ながら均衡の  $r$  が最も大きしたがって均衡の資本ストックが最も小さくなり、資本蓄積には負の影響を及ぼす。

以上要約すれば、利他的遺産動機と形式上整合的な課税方式は①ないし②であるが、経済効果からみると資本蓄積には負の効果があるので、課税を緩和する措置が必要となろう。その一つの方法として、③ないし④のみなし譲渡課税を繰延べる方式がある。したがって、もし日本人の遺産に対する考え方として利他的動機が支配的であるならば、日本が採用している現行の相続税方式は、経済効率上十分に合理的な選択であるといえることができる。また、批判の多いアメリカの取得価額の step up 方式も、上記のモデルではアメリカの遺産税と日本の相続税では経済効果に差は見られないが、アメリカは取得価額が step up することから譲渡所得課税は緩和され、経済効率上は日本よりもアメリカの税制の方がよいと考えることができる。

ところで、相続税が常に効率を損なうとはかぎらないと指摘される場合がある。相続税率を100%に上げられたという極端な場合を考えてみよう。ライフサイクル動機で早死にしてみても残った遺産以外は、ほとんどの人は財産を残さないであろう。仮に生前贈与して次の世代に財産を移転しても、わが国をはじめ現在多くの国で採用されている相続税と一体化された贈与税制度の下ではいずれ相続時点で多くの生前贈与資産が課税される<sup>24)</sup>。このような場合には、生前に次の世代のために使うことができ、かつ相続時に相続財産として課税されないものとし



て教育支出に投資することが考えられる。現行の贈与税制度では教育支出は通常の場合課税されず優遇されている<sup>25)</sup>。教育支出が課税上優遇されている理由は、親の扶養義務の履行であって贈与ではないとか、贈与ではあるが受益者が特定された無形資産投資であり換金性がないとか、あるいは、教育支出は価値財であり外部性をもたらすことから社会政策上課税しないとかいろいろ考えられる。いずれにしても、相続税の増税により実物資本蓄積は減少しようが、教育支出を通じた人的資本蓄積は増加し、人的資本も含めたところでは資本蓄積が減少するとは限らないのである。井堀（2003）においても人的資本を取り入れたモデルでは、最大の成長率は相続税率がゼロのときではなくある一定の値の時であることを示している<sup>26)</sup>。

ところで、この利他モデルでは、定常均衡において遺産がマイナスにならないという非負条件を満たしているか否かという問題が Weil（1987）によって指摘されている。それによれば、資本が過剰な経済（非効率な経済）では均衡では正の遺産は存在せず、資本が過剰でない経済（効率的な経済）であっても均衡において正の遺産が存在するためには親が十分に子を愛していなければならない（すなわち前述のモデルの  $\gamma$  が十分に大きくなければならない）ことを示した。これは言い換えれば、資本過剰経済では、遺産が負となって子から親への逆向きの資産移転が起こり、親は自分が稼得した以上に消費をして資本を食い潰す。その結果、社会の過剰な資本蓄積が改善されるように市場機能が働くということであり、一方、資本が過剰でない経済でも、親が一定の水準以上に子を愛するというかなり強い利他性がないと正の遺産は起こらないということである。Weil（1987）は数値例も示しており、1世代35年間として、貯蓄性向25%、人口の年率増加率3%の経済では  $\gamma$  は0.59以上でなければならないとしている。 $\gamma$  は

割引因子であり、割引率  $\theta$  を使えば  $\gamma = 1/(1 + \theta)$  と表されるが、 $\gamma$  が0.59ということは割引率では年率1.5%となり、これは子の効用を自分の効用とほぼ同じウェイトで評価するほどの低い水準である。相続税を課税することは子から親への資産移転に等しいから、資本が過剰な経済の場合は相続課税は効率を改善する余地があることを示唆している。

最後に、遺産動機に関する実証研究を概観しておこう。これについては日米で多くの実証研究が行われているが、比較的最近の調査として1996年の日米調査に基づいたチャールズ・ユウジ・ホリオカ他（2002）によれば、日本ではライフサイクル動機が約70%で利他的動機が19%、アメリカではそれぞれ51%と42%であった。この結果、アメリカ人は相対的に利他的であり、日本人はライフサイクルの動機の人が支配的であるといえ、他の研究結果と整合的である。これに対し、2006年のわが国の調査をまとめたチャールズ・ユウジ・ホリオカ（2008）では、利他的動機は約60%、ライフサイクル動機は16%であり、最近では日本でも利他的動機をもつ人が相対的に多くなっていることがわかる。また、利他的動機のなかでは遺産を複数の子に均等に配分すると考える人がほとんどであるという結果になっている。この2つの調査の間隔は10年であるが、この期間に利他的動機が増加した原因は明らかにされていない。また、日米いずれにおいても遺産の均等配分がきわめて多いという結果が他の実証研究においても広く観察されているが、この均等配分も利他主義からこれを理論的に説明できておらず、「均等分割パズル（equal division puzzle）」と呼ばれている<sup>27)</sup>。

#### 4. 国民経済から見た相続税

これまでは、相続・遺贈に直面する被相続人と相続人という当事者の立場から課税方式について考察してきたが、最後に、国民所得という

国民経済全体からみた課税の効果について考えておきたい。標準的な課税方式を想定する。まず、甲は  $t_0$  時点で資産  $A$  を取得価額  $A_0$  で取得したものとす。これを  $t_1$  時点で相続により乙に無償移転した。この時の  $A$  の時価を  $A_1$  とする。 $A_1$  から  $A_0$  を控除した金額を  $a_1$  とすると、 $t_1$  時点でのキャピタル・ゲインは  $a_1$  である。これに対してみなし譲渡課税が行われたとしよう。また、この相続と同時に取得者乙には相続税が課せられるとしよう。課税標準はこの時の資産  $A$  の時価  $A_1$  である。これを今度は乙が  $t_2$  時点で他者の丙へ譲渡したとする。その時の譲渡対価を  $t_2$  時点での資産  $A$  の時価  $A_2$  とすると、乙にキャピタル・ゲイン  $A_2 - A_1 = a_2$  に譲渡所得税が課せられる。このケースで  $t_0$  時点から  $t_2$  時点までにこの経済で生じた付加価値は資産  $A$  の値上がり益  $a_1 + a_2$  である。一方、課税の対象とされた課税標準は  $a_1 + A_1 + a_2$  である。すなわち、これは経済全体の付加価値に比べて  $A_1$  に余分に課税されていることになる。この  $A_1$  は無償移転による取得者の所得であるが、資産は移転しただけでは、価値がある人から別の人に移転したに過ぎず経済全体では何ら価値の増加はない。さらによく考えてみると、資産を無償移転した甲の方にはじつはその資産の時価に相当する価値の損失が発生していることがわかる。なぜなら、甲は正の価値をもつ資産を乙に無償で移転させたからである。甲は死亡しているのでこの損失は相続人が引継ぐことになるが、この譲渡損失に対しては現行税法はその損失を認めていない<sup>28)</sup>。これは、自発的に出した損失については<sup>29)</sup> 一般に税法はその損失はなかったものとする扱いをとっているからである。その損失を認めたたとえば他の所得と損益通算するようなことがあつては、恣意的な租税回避を許容することとなり課税の公平を失うからである。これは税法としては当然の取り扱いであつて何ら異議をさしはさむ余地はないのであるが、経済効果の上で

は、この所得（正の所得）と損失（負の所得）の非対称的取り扱いにより、無償の資産移転（低額譲渡を含む）に対してペナルティ的課税を行っていることになるのである。宮本・鶴田（2001）よれば、かつてドイツの財政学者のフォッケ（Wilhelm Vocke）が「所得にとって重要なことは、それが社会にとって新たに生み出された点にあると述べ、そうすると贈与等は所得にはならないとした」とあり、これに対して同じくドイツの財政学者であるシャンツ（Georg von Schanz）は「所得はあくまでも一定期間内にその個人に流れ込む資源の総量であつて、社会的な資源の総量を指しているわけではない。…社会的には単なる資源の移転であつても、その個人の支払い能力を増大させるような資源の移転であれば、当然課税の対象となる」と答えたところ<sup>30)</sup>。これは包括所得概念による標準的な解釈であるが、無償移転による損失については明確には触れていない。もしこの損失について課税上負の所得として認めるならば、経済的な整合性が維持されよう。経済効果の観点からは、この損失を認めることは相続や贈与に補助金を支給するのと同等の効果をもつ。相続や贈与に補助金を出すというと甚だ荒唐無稽に聞こえるが、Kaplow（1997）は、利他的動機にもとづく相続や贈与といった無償の資産移転に対して「外部性」（externality）を認め、これに補助金を出す（subsidy）ことが効率上望ましいとしている。この考え方はつぎのようなものである。いま、贈与者の贈与前の消費を  $x$ 、受贈者の受贈前の消費を  $y$ 、贈与者の贈与を  $g$  とし、 $u$ 、 $v$  をそれぞれ贈与者、受贈者の自分自身の消費に関する効用関数とすると、利他的な親の効用  $U$  は、 $U(x, g) = u(x - g) + v(y + g)$  と表わされる。便宜上子の効用  $v$  のウエイトは親自身のものと同じとしている。一方、受贈者である子の効用関数  $V(y)$  は利己的であるから  $V(y) = v(y + g)$  である。ここで子は  $g$  の量は制御できな

いことに留意しなければならない。 $g$  は親のみが制御できる変数である。これらの仮定の下では、この二人から成り立つ経済全体の功利主義的社会厚生関数は、 $W(x, y, g) = U(x, g) + V(y) = u(x-g) + 2v(y+g)$  となる。一般にこのようなケースにおいて、各個人が自身の効用関数  $U$  や  $V$  の最大化行動は、 $W$  を最大化しない<sup>31)</sup>。 $W$  には  $g$  の組み込まれた効用  $v$  に係数 2 の重みが付いており、親が考慮する子の効用  $v$  は社会全体ではそれ以上にウエイトが大きいのである。これは外部性を示している。したがって、社会的厚生関数を最大化するためには  $g$  を親が考慮する以上に優遇しなければならない。すなわち、経済全体の効率をパレート改善するためには、贈与に補助金を支給する政策が必要となるのである。公平の観点から解決すべき問題は多いが、世代間資産移転政策として考慮すべき指摘であろう。

## おわりに

本稿では、相続・遺贈にともなう資産の移転に対して、標準的な 4 つの遺産動機をとり上げ、その遺産動機の違いによりまず税法の立場から課税方式を区分のうえ類型化し、その後以最適な資本蓄積という意味での経済効率の観点からそれぞれの課税方式を評価した。

まず、ライフサイクル動機の場合は、動機と整合的な課税方式は被相続人に財産課税、相続人に一時所得というものであり、いずれもある程度の重課が想定されるが、経済的にもこの方式が効率的であり、税法の論理から想定される課税方式が経済効率からも支持され、その意味で税法論理と経済分析は対立しない。つぎに、Joy of Giving 動機の場合は、相続人に対する課税方式は税法論理と経済効率は一致するが、被相続人に対する課税は税法上は軽課にもかかわらず経済効率の上では重課が望ましく両者は一致しない。戦略的動機の場合は、税法上は通常

の有償取引に応じた課税方式が整合的であるが、経済効率的には被相続人、相続人いずれにも取引を損なわない程度の課税にとどめるべきで、課税方式はそれに応じて修正が必要となろう。最後に、利他的動機の場合は、包括所得概念から最も税法的に合理的な課税方式となるが、経済効率の観点からは租税を課さないことが最も効率的であり、税法上の課税方式は修正されなければならない。日本の現行の相続税方式はこのような修正を施した結果とも考えられる。ただ、人的資本のケースや資本過剰経済のケース等、このような非課税ないし軽課に対する理論上の反論をいくつか指摘した。以上まとめれば、遺産動機は 2 つのグループに分けることができ、ライフサイクル動機と Joy of Giving 動機は資産課税方式をベースとした重課型、戦略的動機と利他的動機はみなし譲渡課税をベースにした軽課型といえる。そして、経済効率の点からは前者のグループは経済的にも望ましい課税方式であるが、後者のグループは経済効率を損なう課税方式となっており、税法論理と経済効率が対立するものである。したがって、遺産動機によりその社会に望ましい課税方式が異なることになるので、その社会においてどのような遺産動機が支配的かを見極めることが重要といえよう。

相続税制に対しては、この他にも多くの論点がある。相続税といえばまず資産格差の緩和がその目的と見られがちであるが、効率性を改善する手段としても重要な場合がある。たとえば事業承継については特定事業用財産の課税の特例や事業用小規模宅地の減額特例、また最近では経営承継円滑化法にもとづく新たな事業承継税制などいくつかの対策が行われ、非上場の中小企業経営を相続人に円滑に承継させることで税制面からわが国の中小企業経営を支援する試みがなされている。しかし効率性の観点からは中小企業経営を特定の親族の中に閉じ込め継承していくことが真にわが国の中小企業を育てる

ことにつながるかどうかには疑問もある。

また、今後の少子高齢化社会を迎えてあるべき租税社会を構築するために相続税・贈与税の果たす役割は大きい。たとえば、木立(2009)が言うように、利他的遺産動機をもつ社会の場合、少子化により受贈者数が減少するから最適遺産額は少なくなることが予想される。その場合、相続税による世代間政策が有効な手段となろう。世代間資産移転政策は年金制度や医療制度と関連してわが国の財政制度を左右する極めて重要な政策である。相続税・贈与税の持つ意義はまさに世代間移転政策の要として今後ますます重要な税目となるものと思われる。

(付録)

$$\max U_t = u(c_{1t}) + \beta u(c_{2t+1}) + \gamma U_{t+1}^* \quad (1)$$

$$\text{s.t. } c_{1t} = w_t + b_t - s_t \quad (2)$$

$$c_{2t+1} = (1+r_t)s_t - (1+n)b_{t+1} \quad (3)$$

予算制約式の(2)(3)をそれぞれ(1)に代入して  $s_t$ ,  $b_{t+1}$  を変数,  $b_t$  をパラメーターとして最大化条件 (f.o.c.) を求めると

$$u'(c_{1t}) = (1+r_t)\beta u'(c_{2t+1})$$

$$(1+n)\beta u'(c_{2t+1}) = \gamma \frac{\partial U_{t+1}^*}{\partial b_{t+1}}$$

ここで包絡線の定理より,  $\frac{\partial U_t^*}{\partial b_t} = u'(c_{1t})$  である

から, これを1期進ませると

$$\frac{\partial U_{t+1}^*}{\partial b_{t+1}} = u'(c_{1t+1}) \text{ となる。これを上記 f.o.c. に代}$$

入し, また定常均衡を求めるために  $c_{1t} = c_{1t+1} = c_1$ ,  $c_{2t+1} = c_2$ ,  $r_t = r$  とおいて整理すると次式をうる。

$$1+r = \frac{1+n}{\gamma} \quad (4)$$

これは  $r$  が修正黄金律の値であることを示している。以下税制を導入した (a), (b), (c) につ

いて同様に均衡条件を求めると本文の式をうる。なお, (4)式に現れているものはモデルのパラメーターであって変数ではないことに留意すべきである。すなわち, (4)式が満たされているようなパラメータの状態にある場合は均衡が達成されることを述べているに過ぎない。これを満たさない場合にはシステムがどのように動くかは別に動学経路を調べる必要がある。

## 注

- 1) 国税庁「第134回国税庁統計年報(平成20年度版)」、国税庁 HP。
- 2) 厚生労働省「平成20年人口動態統計(確定数)」、厚生労働省 HP。
- 3) もっともこれは相続財産の生む資本所得も相続財産に含めた試算であって、それを除くと20%程度であるとの Modigliani (1988) の推計もある。
- 4) Barthold, T. A and T. Ito (1991), Shimon, K. and M. Ishikawa (2002)。
- 5) 中川善之助・泉久雄『相続法(第四版)』(法律学全集24, 有斐閣, 平成12年) 566頁。
- 6) 金子(2001) 180頁および金子(2010) 215頁。
- 7) 川端康之「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」(財)日本税務研究センター『世界における相続税法の現状』日税研論集 vol. 56所収)。
- 8) 私法上で考えれば, わが国の民法では, 相続人は被相続人の一切の権利義務を承継する(民法896条)。すなわち, 積極財産のみならず消極財産である負債や債務も承継する。被相続人に課された公租公課は債務として相続人が承継することになる。経済学的にも, 被相続人に対する課税は相続人に帰着することが証明できる。
- 9) 金子(2010) 168頁によれば, 消費型(支出型)所得概念とは「各人の収入のうち, 効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と観念し, 蓄積に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方である」としている。
- 10) これには全く異論がないわけではない。たとえばわが国の現行相続税法では課税時期としての規定はない。相続人等の取得者が相続・遺贈により取得した財産に対して課税されるが(相続税法2条), これは同法22条で「取得の時における時価により」評価されることとなっている。この「取得の時」とはいつを示すのかであるが, たとえば遺産分割により相続人が財産を取得した場合には, 民法909条により相続開始の時に遡るとあり, 民法882条により相続は死亡によって開始するとあるから, けっきょく取得した時とは死亡の時というこ

- となる。この意味で課税時期は死亡の時となるが、これに対し意義を主張した事例もある。(最高裁平成元年6月6日判決)
- 11) 正確には、わが国の所得税法では、一定の条件のもとに二回の予定納税(前年実績による前納付)が義務付けられており、当該暦年の7月1日から同月31日までを第一期、11月1日から同月30日までを第二期としているため、翌年2月16日から同年3月15日までの期間は第三期と呼ばれる。
  - 12) 浅井光政(2001)「租税法上の時価を巡る諸問題—法人税法、所得税法及び相続税法における時価の総合的検討—」(税大論叢第36号, 税務大学校)第2章第1節および同第3節を参照。
  - 13) 被相続人に対して譲渡課税を行う場合は包括所得説に立っていることになり、その場合は相続人に対しても包括所得概念により所得課税が行われなければならないから、制限所得概念に対応するものとした資産課税方式である②および④は、厳密には存在しない組み合わせとしなければならない。しかし、純粋な包括所得説や制限所得説で実際の課税方式が構築されることは稀であり、それらが混在した折衷的対応が多く見られる。表の組み合わせはそのように理解されたい。
  - 14) 岩崎正明教授は税法上の「譲渡」は固有概念と解してよいと述べている(岩崎正明『ハイポセティカル・スタディ租税法(第3版)』弘文堂, 2010年, 151頁)。
  - 15) 民集29巻5号641頁。
  - 16) 最判昭和43年10月31日月報14巻12号1,442頁。
  - 17) 相続税における土地の評価単位を「画地」という。この場合、1,000 m<sup>2</sup>全体が一画地として評価される。
  - 18) 後段で登場する「利他的動機にもとづく遺産」という考え方では、遺産に課税しないことが経済効率から望ましいとされるが、これは、家族内取引は同一経済主体内での取引であり、したがって課税の対象としないと考えることに等しい。
  - 19) したがって、この動機による遺産は偶発的遺産(accidental bequest)とよばれる。
  - 20) これはモデル上、事後的な遺産額ではなく事前の期待値をとらなければならない。相続税率が上昇すればこの親からの事前の税引き後期待遺産額は減少するであろう。
  - 21) 親の効用関数に入るものは子の消費量ではなく子の消費量による子の効用関数である。この消費量が直接親の効用関数に入るのは、前述の Joy of Giving 動機である。
  - 22) 利他的な親と利己的な子のインタラクションを分析したものに、G. S. Becker の Rotten-Kid Theorem (放蕩息子の定理) や J. M. Buchanan の Samaritan's Dilemma (サマリア人のジレンマ) があり、family economics の領域での古典的な命題である。
  - 23) 所得区分上、不労所得やたなぼた所得(windfall income)は一時所得に区分される。現行所得税法上は一時所得は課税所得が半分となる2分の1課税が適用され、優遇されているが、必ずしも一時所得が軽課とはかぎらない。軽課か重課かは相対的な問題である。
  - 24) 現在わが国では平成15年以降相続人が生前に受けた贈与は相続時に相続財産として課税され、それまでに納付した贈与税を相続税から控除するという相続税贈与税一体型の課税として「相続時精算課税制度」が創設されている。
  - 25) 教育支出といっても、実質的に資産の贈与と認められる場合には贈与税が課せられる。たとえば、子に通学に必要なだからとの理由で子供名義の自動車の購入代金300万円を親が負担すると贈与と見なされて贈与税が課せられる場合がある。
  - 26) これとは別の観点から、相続税が資本蓄積に負の影響をもつとはかぎらないことを論じたものに Gale and Perozek (2000) がある。これによれば、利他的モデルにおいては、遺産税は親の貯蓄を減少させるが、子の貯蓄は親の貯蓄の減少を埋め合わせるために逆に増えるかもしれず、一定の条件の下では、親と子を合計した家計全体の貯蓄は増えるケースがあることを論じている。
  - 27) 一般的に考えれば、経済的に不遇な子に対する遺産の限界便益はそうでない子より大きいから、不遇な子により多く配分する方が遺産による全体便益は大きい。親からみて遺産を子等に均等に配分することが最適配分となるのは特殊な場合だけである。(Bernheim, B. D. and S. Severinov (2000): "Bequests as Signals: An Explanation for the Equal Division Puzzle," NBER Working Paper 7791.)
  - 28) 低額譲渡については所得税法第59条第2項。
  - 29) 死亡による移転は自発的とはいえませんが、贈与を考えてみれば、移転時期を贈与者が恣意的に選べるのでまさしく自発的に出した損失である。
  - 30) 宮本・鶴田(2001)196~197頁。
  - 31) これはつぎのようにして分る。いま単純化のために  $x$  と  $y$  はすでに決まっており制御できる変数は  $g$  のみとしよう。その場合の親の最適化行動は、 $U(g) = u(x-g) + v(y+g)$  を最大化することであるから必要条件は (1)  $u'(x-g) = v'(y+g)$  となる。ここで  $u'$ ,  $v'$  はそれぞれ  $u$ ,  $v$  の  $g$  に関する限界効用である。一方、子は  $g$  をコントロールできないので子の必要条件はない。一方、社会全体の最大化条件は  $W(g) = u(x-g) + 2v(y+g)$  を最大化することであるから、その必要条件は (2)  $u'(x-g) = 2v'(y+g)$  となる。限界効用通減の下では、明らかに (1) による  $g$  よりも (2) による  $g$  の方が大きくなる。

## 参 考 文 献

- Aaron, H. J. and A. H. Munnell (1992): "Reassessing the Role for Wealth Transfer Taxes," *National Tax Journal* 45, pp. 119-143.
- Altonji, J. G., F. Hayashi, and L. J. Kotlikoff (1997):

- “Parental Altruism and Inter Vivos Transfers: Theory and Evidence,” *Journal of Political Economy* 105, no. 6, pp. 1121–1166.
- Barthold, T. A. and T. Ito (1991): “Bequest Taxes and Accumulation of Household Wealth,” National Bureau of Economic Research Working Paper 3692.
- Gale, W. G., J. R. Hines, and J. B. Slemrod (2001): *Rethinking Estate and Gift Taxation*, Brookings Institute Press.
- Gale, William G. and Joel. B. Slemrod (2001): “Rethinking the Estate and Gift Tax: Overview,” National Bureau of Economic Research Working Paper 8205.
- Kaplow, L. (1997): “Transfer Motives and Tax Policy,” National Bureau of Economic Research Working Paper 6340.
- Kaplow, L. (2008): *The Theory of Taxation and Public Economics*, Princeton University Press.
- Kotlikoff, L. J. and L. H. Summers (1981): “The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation,” *Journal of Political Economy* 89, no. 4, pp. 706–732.
- Modigliani, F. (1988): “The Role of Intergenerational Transfers and Life Cycle Saving in the Accumulation of Wealth,” *Journal of Economic Perspectives* 2, no. 2, pp. 15–40.
- Shimono, K. and M. Ishikawa (2002): “Estimating the Size of Bequests in Japan: 1986–1994,” *International Economic Journal* 16, no. 3, pp. 1–21.
- Weil, Philippe (1987): “Love Thy Children,” *Journal of Monetary Economics* 19, pp. 377–391.
- 石 弘光 (2008) 『現代税制改革史』 東洋経済新報社
- 井堀利宏 (2003) 『課税の経済理論』 岩波書店
- 金子 宏・編著 (2001) 『所得税の理論と課題 (二訂版)』 税務経理協会
- 金子 宏 (2010) 『租税法 (第15版)』 弘文堂
- 国枝繁樹 (2002) 「相続税・贈与税の理論」『フィナンシャル・レビュー』 第65号, pp. 108–125
- 木立 力 (2009) 『少子高齢化の経済動学』 晃洋書房
- 渋谷雅弘 (2002) 「相続・贈与と譲渡所得課税」『日税研論集第50号』 pp. 145–168
- ホリオカ・チャールズ・ユウジ (2008) 「日本における遺産動機と親子関係：日本人は利己的か、利他的か、王朝的か？」 The Institute of Social and Economic Research Discussion Paper No. 712, Osaka University
- ホリオカ・チャールズ・ユウジ・山下耕治・西川雅史・岩本志保 (2002) 「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」『郵政研究所月報』 第163号, pp. 1–31
- 水野正一 (2005) 『資産課税の理論と課題 (改訂版)』 税務経理協会
- 水野忠恒 (2006) 『所得税の制度と理論』 有斐閣
- 宮本憲一・鶴田廣巳 (2001) 『所得税の理論と思想』 税務経理協会